

徳島県公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和7年9月2日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

(2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和7年10月6日（月）から同月10日（金）まで及び同月14日（火）の6日間（10月6日は午前10時から午後4時50分まで、同月7日から同月10日までの4日間は午前9時から午後4時50分まで、同月14日は午前9時から午後1時50分までとし、午後2時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、10月6日の午前9時から午前9時20分までとする。

イ 追加取得講習

令和7年10月9日（木）、同月10日（金）及び同月14日（火）の3日間（10月9日は午後2時から午後4時50分まで、同月10日は午前9時から午後4時50分まで、同月14日は午前9時から午後1時50分までとし、午後2時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、10月9日の午後1時30分から午後1時50分までとする。

(4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて30人

2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開11番地の2 電話088-669-4711）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第２３条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第４条に規定する２級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上３号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和６１年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上３号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、３号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（０９０－９５５５－１１２３）に電話をし、受講の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和７年９月１６日（火）から同月１９日（金）まで

b 追加取得講習

令和７年９月１７日（水）から同年１９日（金）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が３に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話１回につき、１人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。）

1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は、次に掲げるとおりとする。

a 新規取得講習

(a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号。以下「施行細則」という。）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

(b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

3号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までに掲げるいずれかの書面

(ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書（施行細則第6条第2項に規定する誓約書をいう。）及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

(3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和7年9月22日（月）及び同月24日（水）から同月26日（金）までの間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

(5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあつては38,000円を、追加取得講習にあつては14,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町2丁目5番地）に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本及び警備業関係法令集を持参すること。

(3) 日程を変更する場合の措置

天候その他やむを得ない事由により一部日程を変更する場合は、講習申込者又は受講者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

(4) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。